

学校統合と村落構造

—岩手県下閉伊郡岩泉町の事例—

不破和彦

はじめに

戦後の学校統合は、主として、次の2つの法律によって促進されてきたといえる。1つは、昭和31年の「新市町村建設促進法」、もう1つは、昭和45年の「過疎地域対策緊急措置法」である。学校統合は「学校教育そのものの運命を左右する重要な問題が、学校教育法や新教育委員会法ならびにその施行規則といった一連の教育関係の法律制度によらないで、新市町村建設促進法という一般行政を律する法律によって規制」され、また、「政策推進の主体」は「文部省—都道府県教委—市町村教委という教育行政組織の系列においてではなく、⁽¹⁾地方自治庁長官—都道府県知事—市町村長という一般行政組織の系列を追っておこなわれている」という指摘がなされているように、学校統合政策は、単に、教育行財政の問題にとどまらず、国家権力の政策の一環として地方制度全体とにかくわっている。そこで、前述した二つの法律が制定・施行された時期を中心に、戦後の地方行政政策との関連において学校統合政策の基本的な性格をまず第1に明らかにしておきたい。

(1) 「新市町村建設促進法」と学校統合 昭和28年にはじまる町村合併はその規模の大きさと、その進行の早さとで、明治22年の町村合併につぐものであったことは周知のとおりである。町村合併政策は昭和26年以降の警察制度、教育制度そして地方自治法の「改正」といった戦後の民主化政策の成果を次々に否定するような政府の政策や地方制度改正の一環として、昭和28年に制定された「町村合併促進法」によって具体化した。町村合併は地方自治体の行政能力の向上化をはかるものとされたが、真のねらいは、地方自治体の「民主化」よりも「合理化」=中央集権化をめざす国家行政の末端機構の再編成であり、さらに、資本の高蓄積を保障するための地方財政機構の整備にあった。このような意図をもった「行政上の改革は自治庁一府県の強い干渉と合併町村にたいする補助金の優先交付・起債許可という財政上の優遇措置⁽²⁾とによって強力に行なわれた」。

学校統合に関しては、「町村合併促進法」は「小学校・中学校 その他の教育文化施設の統合整備に関する事項」(第6条)を合併後の新市町村建設事業として「新市町村建設計画」にもる

(1) 五十嵐頭・馬場四郎・持田栄一「学校統合」「教育評論」第5巻(下)70頁 昭和31年11月

(2) 渡辺敬司「町村合併と財政合理化」島恭彦・宮本憲一編『日本の地方自治と地方財政』144頁 昭和43年

べく規定しているにすぎない。しかし、「町村合併促進法」にとって代った「新市町村建設促進法」では「学校経営の合理化と教育効果の向上をはかるため、新市町村が小・中学校の統合に努めなければならない」(第8条) むねを明示し、その法的な根拠を説明している。一方、同年に成立した「新教育委員会法」(地方教育行政の組織と運営に関する法律) は、従来、堅持されてきた「⁽³⁾教育行政の一般行政からの独立」を否定して、教育行政の一般行政への従属化をはかり、学校統合を本格的に実施するための前提条件をつくりだした。

こうした状況のなかで、当時の清瀬文相は昭和31年8月中央教育審議会に「小規模学校はこれを可能なかぎり統合整備して義務教育水準の維持向上と学校経費の合理化を図ることが必要であると考える」として「公立小・中学校の統合方策について」諮問を行っている。そして、これにたいする中教審答申(昭和31年11月)⁽⁴⁾を受けて、文部省は昭和32年7月「学校統合実施の手引」を出し統合促進の指針とした。これと前後して、統合促進の財政援助として「義務教育諸学校施設費国庫負担法・同施行令」の統合補助率の増加さらに中学校整備、戦災復旧、危険校舎解消、不正常授業と学校統合への重点的な交付が行なわれた。かくして、学校統合は戦後の国家権力が意図した教育行政への統制強化、地方自治体財政に大きな比重を占めていた教育費削減による財政合理化、緊縮化の実現をはかる政策の一つとして推進された。⁽⁵⁾

(2) 「過疎地域対策緊急措置法」と学校統合 1960年代のわが国独占資本の高度成長・高蓄積政策は日米安保体制ともすびついた経済の長期計画である所得倍増計画(昭和35年)にはじまる。具体的には、全国総合開発計画(昭和37年)に基づく地域開発政策として展開され、低開発地域工業開発促進法(昭和36年)、新産業都市建設促進法(昭和37年)、工業整備特別地域整備促進法(昭和39年)等をはじめとするいろいろな開発立法があいついで制定された。全国総合開発計画の最大のねらいは「第1に、工業開発拠点に重化学工業を誘致して生産の大拠点をつくり、一方、これを始動力として、この地区と依存関係の深い地域の発展を促進

(3) 五十嵐・馬場・持田「前掲書」70頁

(4) 学校統合の基本方針と基準(昭和31年11月中教審答申)「①国および地方公共団体は、学校統合を奨励すること。ただし、単なる統合という形式にとらわれることなく、教育効果を考慮し、土地の実情に即して実施する②住民に対する学校統合の意義についての啓発にはとくに意を用いること③統合する際の規模は、12学級～18学級を標準とする④通学距離は小学生4キロ、中学生6キロを最高限度とするのが適当と考えられるが、各教育委員会は、さらに、地域の実情に即した通学距離の基準を定めること」を内容としている。

文部省は答申をうけて同月17日に各都道府県教育委員会あてに以下のような通達をだしている。「小規模の学校では、一般に教員の適正な配置や施設設備の充実を図ることがむずかしいため、教育効果の向上を図ることが困難であるばかりでなく、学校経費も割高となっている。この問題の重要性にかんがみ、中央教育審議会に諮問し、別紙のような答申を得た。学校統合の意義に十分の考慮を払い、地方の実情に即し答申の趣旨を参考として統合の推進を図るとともに、市町村に対して趣旨の徹底をお願いする。」

(5) このことは、「新市町村建設計画」で学校統合が「新市町村は、その設置する小学校又は中学校で経営の合理化と教育効率の向上を図るために規模を適正化することが適当と認められるものがある場合においては……」(第8条) または、「国は、市町村の組織及び運営の合理化を促進するため必要があるときは……次の事項について、新市町村に対して補助金を交付する……」(第12条) 観点から推進された点にはっきりと読みとることができる。

し地域格差を是正しようということ、第2は、工業、教育、文化、地方行政、第3次産業など多面的都市機能をもった都市づくりをして、独占資本の生産・流通・消費の拠点と全国を管理支配する『⁽⁶⁾地方自治』の拠点づくり」をすることにあった。これにともない、産業全体の生産効率の向上を図るために金融機構をととのえ、さらに、社会資本の効率的整備のために行財政制度の再編成が要請されるにいたった。昭和35年に従来の自治庁にかわって自治省が発足したのを契機として、地方行政の「合理化」、広域化自治体にたいする中央集権化の促進はその反映であった。また、このことは地方行財政の国の地域開発政策への従属を強めながら進められた。それは大企業にたいする減免税措置を講ずるとともに、産業道路、工業用水、用地造成などの公共投資中心の財政支出に明示されている。

地方行政の収益事業化、公共性の喪失をひきおこした産業基盤整備を中心とする公共投資の充実は民間投資とあいまって資本の高蓄積を実現させる起因となったことはいうまでもない。もともと「公共投資は経済の高度成長・高蓄積によってひどくなつた経済の地域的不均等発展に対応して増大を必要とされてきた。しかし、この公共投資は産業基盤優先主義により経済の高度成長・高蓄積を飛躍的にすすめる『てこ』になると同時に、経済の地域的不均等発展、人口と産業の大都市地域への集中」をさらに促進する役割を果たすことにもなつた。地方行政の中央集権化、さらに、財政・金融を総動員しての60年代の地域開発政策も、ようやく後半にいたって種々の矛盾を惹起、拡大させるにいたつた。政府はこれらの矛盾への対応策を打ち出さざるをえない状況においこまれた。昭和45年4月に成立した「過疎地域対策緊急措置法」(以下「過疎法」)もこうした国の方策の一つである。

「過疎法」は「最近における人口の急激な減少により地域社会の基盤が変動し、生活水準及び生産機能の維持が困難となっている地域について、緊急に、生活環境、産業基盤等の整備に関する総合的かつ計画的な対策を実施する……」(第1条)ことを目的としており、各都道府県知事は過疎地域振興方針を策定し、それを指針として市町村レベルで市町村過疎地域振興計画が議決されることになる。この振興方針・計画では、主として、交通・生活・医療施設・産業振興・集落整備そして教育文化施設に関する整備計画がとりあげられている。このうち、教育文化施設整備に関するものでは、その重点を学校統合においているものが圧倒的である。それは「都道府県・市町村の自主的意思というより、むしろ、過疎法が導いた結果である」といわれている。つまり、「過疎法」では、過疎対策として国の特別の財政措置を講ずる対象を学校教育関係については、市町村計画にもとづく公立小・中学校の統合にのみ限定している(第10条)こと、さらに、財政上の特別措置は、ひとつに、統合校舎、学校給食、屋内運動場、寄宿舎、教職員住宅、通学用自動車、渡船施設にたいする国の負担割合の引上げ(第11条1項)、

(6) 吉岡健次『地方自治と地方財政』38~9頁 昭和48年

(7) 吉岡健次『前掲書』

(8) 伊ヶ崎曉生・小島喜孝「過疎問題と学校統廃合」『日本の科学者』第8巻-1 18頁 1973年1月

ふたつには、地方債としての過疎対策事業債（過疎債）の創設（第11条2項）などが過疎地域において学校統合を本格的に展開させた最も大きな要因と考えられる。

しかし、わが国の1970年代の経済社会発展計画の内容は60年代の独占資本の高度成長・高蓄積を意図した地域開発政策の基本方針をうわまるものである。「大型合併など産業再編成にあわせて、労働力・土地・中小企業・農業などを独占資本の国際競争力強化のため最大限に利用できるように手を加えることによって、産業全体の生産効率の向上を図り、それを助長するように金融機構を整え、社会資本の効率的整備のために行財政制度の再編成」を進め「資本の超高蓄積」⁽⁹⁾を実施しようとする点に端的にあらわれている。したがって、「過疎法」も住民の再生産活動の基盤が解体し、自治体としての存立も危うくなっている過疎地域の根本的な解決を目指すものではない。教育文化施設整備への国の負担の引上げが小規模学校の教育条件を改善することにではなく、学校統合の促進という形をとて現われていることからも明らかである。「過疎法」下における学校統合が小規模学校の適正規模化による教育条件の充実を主張しながらも、新全国総合開発計画や広域町村圏構想に基づく地方行政財政の効率化・合理化政策の一環をなすものであることはいうまでもない。今日の学校統合政策の基本的な性格は昭和32年の「新市町村建設促進法」にともなう学校統合となんら変るところがない。

つぎに、国家権力による政策の一環としての学校統合は学区の解体と再編成の過程として進められる。学区は「国家の基礎をなす義務教育の必須の手段として設けられ、全国人民に例外なく適用されるべきものであるから、それが実施の過程において社会におよぼした効果ないし影響は、公法上の制度の中でも大きい」（傍点・原文）⁽¹⁰⁾といわれるよう、学区のもつ法律的・社会的意味の検討が第2の問題である。

法律的制度としての学区は「一定の区域が1個の学区として区画され、その結果、この学区をなす村落が、それぞれ1個の通学区域・設置区域・設置主体等のいずれかまたはその2あるいは全部となり、それぞれの制度に応じた法的社会的機構をととのえ、また、法的社会的機能をいとなむ」ことを基本的に意味する。しかし、戦後の学校教育法により、公立小・中学校の

(9) 吉岡健次『前掲書』44頁

(10) 千葉正士『学区制度の研究』276頁 昭和37年

(11) 学区ということばは、極めて多義にわたって使用されているので、その意味内容は必ずしも一定していない。本論では千葉正士の概念にしたがいたい。千葉は法律的制度としての学区を「小学校を設立維持する法律上の責任をおわされた公法上の地域団体」を設置主体「一設置主体をなす村落の内部で一小学校を設置すべきものと行政上指定された区域」を設置区域そして「一小学校に現実に通学する児童の居住する区域」を通学区域とし「それら三種のものの総称」を学区と規定している。

こゝで、三種の学区概念の実際上の関係については、まず、一般的に、設置主体の区域は、その設置する小学校が一校であるときは、そのまま設置区域に一致する。そして、この設置する小学校が分校あるときは、その数だけの設置区域にわかることになる。そして、いずれにしても、一設置区域は大体においてそのまま通学区域をなすことが多い。しかし、分校あるいは分教場が設けられる場合、および特殊事情で児童が他の設置区域の小学校に通学する場合などには、それぞれ一設置区域は数通学区域にわかれ、また、数設置区域が一通学区域にふくまれることになる（『前掲書』17頁 傍点は原文）

(12) 千葉正士『前掲書』276頁

設置主体は市町村に義務づけられたため、学区の考察は、主として、通学区域ないし設置区域としての「学区」に限られる傾向にある。その場合の「学区」は「上位にある公権力の主体が、その内部行政の便宜のために」⁽¹³⁾ それぞれ「内部を小区域に区分」することであり、「国家行政の管轄区域の1種」であると同時に、一方では、それらの区域の全住民にたいして居住という単純な事實を基礎として、国家の実定法により公立小・中学校設置の負担を法律上の義務として強要するにいたる。⁽¹⁴⁾

このような法的機能を有する学区の設定は、住民にたいし「ひとしく共通の1個の公義務に服し、そのかぎりで、一定の共通の集団規範ひいては集団内での一定の社会的役わりを与える」ことによって恒常的な社会関係を形成させ、学区内の地域の凝集性を高度化し、社会的統一性をもたらす要因の一つとして作用する。このことは、学校がその地域社会にはたす物的施設・教育活動等を媒介とした社会的機能によりさらに促進・強化されていく。

最近の農山村を中心とした学校統合の進展は学区、つまり社会的な凝集性ないし統一性を有している学区の解体を意味する。したがって、学校統合の問題においては、法の規定がもっている内容を推進する権力の強さと凝集性・統一性を有している集団としての学区との対抗関係の追求がまずなされるべきである。学校統合政策の実態は両者の力関係によって規定されるからである。本稿は、学校統合をわが国における農村支配機構あるいは農村行政組織の問題として、國家権力と農村との諸関係の中に学校統合問題を設定してみたいと思う。以下は前述してきた基本的な視点にたって、岩手県北上山系の下閉伊郡岩泉町を対象として若干の考察を試みた事例報告である。

2. 岩手県における「教育振興基本計画」と学校統合

「岩手県教育振興基本計画」は昭和39年6月に未来の岩手の繁栄を形成する担い手としての県民を育成するため、県教育水準にみられる全国との格差を解消することを理念とし、また、そのための教育諸条件の整備を内容として、昭和39年度から48年度までの10ヶ年計画として策定された。これは、岩手県が「国民所得倍増計画」に基づき県経済の長期展望（昭和55年目標）及び県経済計画（昭和45年目標）をたて、その目標達成のために昭和38年度から実施した「県総合開発計画」（昭和36～45年）の1部をなすもので、地域の未開発による「低所得水準が劣弱な教育条件を招来し、低教育水準をもたらし、低教育水準が開発へのブレーキ」⁽¹⁶⁾ となってきた長年にわたる悪循環をたち切ることが「総合開発」における「教育振興基本計

(13) 千葉正士『前掲書』284頁

(14) 千葉正士『前掲書』281頁

(15) 千葉正士『前掲書』282頁

(16) 岩手県教育委員会『教育基本計画』1頁 昭和43年3月

(17) 岩手県教育委員会『前掲書』1頁

画」に課せられた役割であった。

「教育振興基本計画」は重点施策として、(1) 就学前教育の普及 (2) 小・中学校教育の充実 (3) 教育の機会均等の確保 (4) 現職教育・教育研究・指導体制強化 (5) 高等学校の拡充 (6) 社会教育の振興 (7) 県民の体位と体育の向上をとりあげているが、なかでも、小・中学校教育の充実を中心にはしている。岩手県の小・中学校は、全体の約1/3はへき地指定校で、しかも、その大部分は小規模学校である(表1)。たとえば、小学校について11学級以下の学校が県全体で占める比率は77.5%と全国平均(60.6%)より高く、東北でも最高である。昭和37年には77.8%であったから、依然として岩手県の小規模学校の占める比重は高く、むしろ、近年の児童数の減少はさらにその比率を高くする傾向にある。これを県内市町村別にみると

表1 学級数別学校数
(昭和46年5月1日現在)

	計		5学級以下		6~11学級		12~17学級		18学級以上	
	学校数	比率	学校数	比率	学校数	比率	学校数	比率	学校数	比率
計	645	100.0	206	31.9	294	45.6	90	14.0	55	8.5
岩手紫波	120	100.0	31	25.8	52	43.3	20	16.7	17	14.2
稗 貫	37	100.0	11	29.7	15	40.6	9	24.3	2	5.4
和 賀	39	100.0	9	23.1	24	61.5	3	7.7	3	7.7
胆 江	50	100.0	10	20.0	27	54.0	8	16.0	5	10.0
西 磐 井	34	100.0	6	17.6	21	61.8	3	8.8	4	11.8
東 磐 井	39	100.0	8	20.5	21	53.9	8	20.5	2	5.1
氣 仙	33	100.0	6	18.2	17	51.5	6	18.2	4	12.1
上 閉 伊	62	100.0	24	38.7	20	32.3	11	17.7	7	11.3
下 閉 伊	100	100.0	52	52.0	36	36.0	6	6.0	6	6.0
九 戸	48	100.0	15	31.2	20	41.7	11	22.9	2	4.2
二 戸	83	100.0	34	41.0	41	49.4	5	6.0	3	3.6

中学校

	計		2学級以下		3~5学級		6~11学級		12~17学級		18学級以上	
	学校数	比率	学校数	比率	学校数	比率	学校数	比率	学校数	比率	学校数	比率
計	298	100.0	22	7.6	96	33.2	102	35.3	40	13.9	29	10.0
岩手紫波	65	100.0	7	10.8	24	36.9	18	27.7	9	13.8	7	10.8
稗 貫	12	100.0	1	8.3	1	8.3	5	41.7	2	16.7	3	25.0
和 賀	15	100.0	1	6.7	5	33.3	5	33.3	3	20.2	1	6.7
胆 江	19	100.0	1	5.2	3	15.8	6	31.6	3	15.8	6	31.6
西 磐 井	17	100.0	1	5.9	5	29.4	7	41.1	2	11.8	2	11.8
東 磐 井	12	100.0	—	—	—	—	5	41.7	7	58.3	—	—
氣 仙	18	100.0	—	—	4	22.2	10	55.6	4	22.2	—	—
上 閉 伊	27	100.0	3	11.1	5	18.5	13	48.2	1	3.7	5	18.5
下 閉 伊	49	100.0	6	12.1	26	53.1	12	24.5	3	6.1	2	4.1
九 戸	27	100.0	—	—	13	48.2	10	37.0	3	11.1	1	3.7
二 戸	28	100.0	2	7.1	10	35.7	11	39.4	3	10.7	2	7.1

(学校基本調査)

と、地域間の格差が非常に大きいことが明らかとなる。5学級以下の小規模校の占める比率の高い町村は金田一村の83.3%を最高に、田老町80.0%，岩泉町73.0%と下閉伊地区が高く、全体として52.0%である。ついで、二戸地区41.0%，上閉伊地区38.7%，九戸地区31.2%と県北地域が一般に高率となっている。これにたいして、西磐井・胆江、気仙地区が20%前後と県南地域は比較的小規模校が少ない。この傾向は中学校についてもほぼあてはまる。小規模校の条件整備を集中的に行ない単級や複式授業の解消をはかり、教育効果の増大を高めることは岩手県の教育における大きな課題の1つであった。その解決策として推進されてきたのが学校統合である。

表2は年度別統廃合学校数の推移である。これによると、昭和42年度から46年度までの5年間に小学校が93、中学校40がそれぞれ減少している。その結果、学校規模は小学校では1校あたり5.9学級(155.0人)が12.1学級(360.9人)の規模に、中学校は1校6.1学級(210.4人)が14.5学級(534.2人)に拡大し、いわゆる学校規模の適正化が推進されている。ところで、これまでの学校統合は、主に、県南地域に集中して行われてきており、県内でも小規模校の多い県北地域ではそれほどの進展をみせていない。今後の学校統合計画(表3)は県北地域を中心に展開されようとしている。下閉伊郡岩泉町もその対象の1つである。

岩泉町は昭和31年9月岩泉町・大川村・小本村・安家村および有芸村の1町4ヶ村が合併、翌32年4月小川村を編入合併して発足した面積989km²の本邦最大の町である。岩泉町は北

表2 年度別統廃合学校数

区分		統合前					統合後				
		学校数 (校)	学級数 (学級)	児童生徒数 (人)	1校当り 児童生徒数 (学級)	学校数 (校)	学級数 (学級)	児童生徒数 (人)	1校当り 児童生徒数 (学級)	1校当り 児童生徒数 (人)	
小学校	昭和42年度	18	119	3,363	6.6	186.8	8	108	3,363	13.5	420.4
	43	25	163	4,498	6.5	179.9	11	143	4,498	13.0	408.9
	44	37	227	6,425	6.1	173.6	15	203	6,425	13.5	428.3
	45	36	239	6,308	6.6	175.2	17	209	6,308	12.3	371.1
	46	47	211	4,670	4.5	99.4	19	187	4,670	9.8	245.8
	計	163	959	25,264	5.9	155.0	70	850	25,264	12.1	360.9
中学校	昭和42年度	8	30	886	3.8	110.8	2	30	886	15.0	443.0
	43	5	35	1,319	7.0	263.8	2	35	1,319	17.5	659.9
	44	29	190	6,468	6.6	223.0	11	167	6,468	15.2	588.0
	45	10	77	2,833	7.7	283.3	5	73	2,833	14.6	566.6
	46	14	73	2,382	5.2	170.1	6	73	2,382	12.2	397.0
	計	66	405	13,888	6.1	210.4	26	378	13,888	14.5	534.2

(注) 1 「学校一覧」による。

2 4月1日統合の場合の児童生徒数は、前年度の児童生徒数とした。

3 統合後の学級数は、その時点における児童生徒数の学級編制基準による。

分校も1校とみなし、本校に吸収されたものも統合とみなした。

(昭和47年 岩手県教育委員会「教育基本計画」)

表3 統合想定学校数

区分	昭和42年度学校数			昭和46年度学校数			昭和50年度予想数			昭和55年度予想数		
	計	本校	分校	計	本校	分校	計	本校	分校	計	本校	分校
計	1,044	858	186	934	801	133	772	705	67	713	667	46
小学校	721	564	157	645	536	109	546	488	58	499	461	38
中学校	323	294	29	289	265	24	226	217	9	214	206	8

(昭和47年 岩手県教育委員会「教育基本計画」)

山形村 岩泉町全図

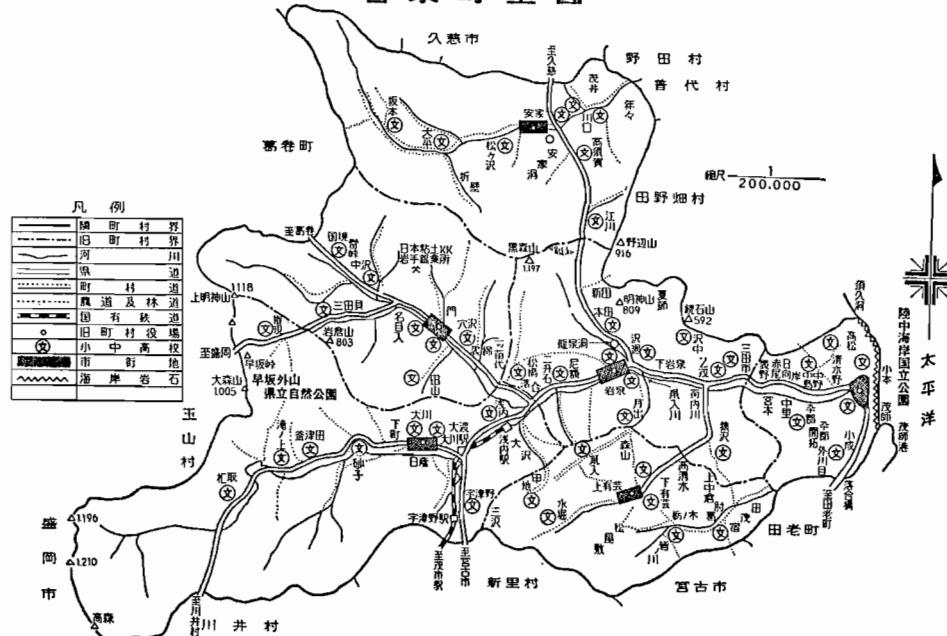


図1 昭和47年度学校一覧

昭和47年5月1日現在

学校名	児童生徒数							認可 学級数	教職員 定数	事務職員 数	用務員 数	へき 地指 定
	1	2	3	4	5	6	計					
岩泉小学校	92	116	115	116	109	137	685	21	(28)	26	1	2
本田分校舎	0	1	1	2	4	1	9	2		2		1
沢中分校舎	3	5	3	3	4	0	18	2		2		2
木原分校舎	0	0	0	2	1	0	3	1		1		4
月出	5	10	9	8	14	5	51	3		3		2
乙茂	5	6	0	7	7	5	30	3		3		特
鼠入	6	3	5	6	6	8	34	3		3		3
二升石小学校	10	15	8	16	19	10	78	5		7		1
松橋	4	5	5	6	6	5	31	3		3		1
猿沢小学校	7	3	12	7	6	9	44	8		4		1
大川小学校	29	30	22	31	21	25	158	6	(9)	8		1

字津野	1	1	1	1	2	1	7	2	2		2
浅内小学校	14	16	18	21	19	25	113	6	8	1	3
釜津田小学校	30	16	23	17	25	28	139	6(9)	8		2
砂子	3	7	13	11	13	8	55	3	3		1
権現小学校	1	4	2	2	4	4	17	2	3		2
小川小学校	29	34	36	47	41	43	230	7(10)	9	1	特
田山	2	2	1	1	3	3	12	2	2		3
門小学校	40	60	34	54	46	41	275	9(13)	12	1	特
三田貝	11	10	11	8	10	8	58	(4)	3		2
中沢小学校	10	15	18	15	18	12	88	6	8		2
国見小学校	18	24	20	18	20	18	118	6	8	1	1
安家小学校	19	18	28	18	36	33	152	6	9	1	2
松ヶ沢	3	5	4	5	0	0	17	2	2		3
江川	4	2	7	5	3	8	29	3	3		2
川口	10	5	12	8	15	5	55	3	3		3
高須賀	3	3	4	5	0	0	15	2	2		2
大平小学校	7	10	8	7	6	6	44	3	5	1	4
坂本	3	8	4	7	6	3	31	3	3		5
有芸小学校	0	5	9	4	7	7	32	3(6)	5	1	2
柄ノ木	1	8	5	5	10	5	34	3	3		3
下有芸	1	4	0	0	0	0	5	1	1		2
黒沢	0	0	1	1	2	1	5	2	2		3
肘葛	3	1	5	3	4	7	23	2	2		4
小本小学校	24	25	29	38	32	25	173	6(9)	8	1	特
大牛内	11	13	11	13	12	9	69	(6)	5		2
小成	6	3	9	7	3	5	33	3	3		1
中里小学校	11	9	11	9	10	12	62	(4)	3		1
中島	7	8	4	9	8	7	43	3	3		1
小計	433	510	508	543	552	529	3,075	(160)	157	(203)	195
								4	18		
岩泉中学校	164	164	181				509	13(22)	21	1	2
鼠入	8	11	6				25	3	6		3
大川中学校	30	36	43				109	3	6	1	特
浅内中学校	31	30	30				91	3	6		
釜津田中学校	28	29	22				79	3	6		2
砂子	15	10	4				29	2	4		1
権現中学校	5	4	3				12	2	4		2
小川中学校	105	121	105				331	9	16	1	1
三田貝	16	10	14				40	3	6		2
国見中学校	16	20	19				55	3	6		1
安家中学校	51	56	56				163	6(14)	12	1	2
大平中学校	18	24	14				56	3	6		4
有芸中学校	11	17	22				50	3	6		2
肘葛	5	6	7				18	2	4		4
小本中学校	72	93	72				237	7(14)	13	2	特
小計	575	631	598				1,804	65	(126)	122	3
合計							4,879	(225)	222	(329)	317
								7	25		

() 内は実学級数及び実教員数

上山系のほぼ中央部を占め、周囲は標高 1,000~1,300m の山岳で囲まれており、集落はそれらの連山から源を発している河川の本支流に沿って点在している。このため、小・中学校は本・分校を含め 54 校（小学校 39 うち本校 16、中学校 15 うち本校 11）を数え、しかもその多くはへき地指定を受けている小規模校である。岩手県が解決をせまられている「小規模校」問題の典型をここにみることができる（図 1）。

岩泉町は昭和 39 年度に「県教育振興基本計画」に基づいて「岩泉町教育振興基本計画」（昭和 48 年度が最終年度）を策定しているが、「小・中学校教育の充実」をはかる重点施策の 1 つに「学校統合の推進」をとりあげている。昭和 40 年に始まった学校統合は、既に 10 を数え、12 の小・中学校が廃校（但し、新設 2 校）となっている。今後の年次ごとの統合計画（昭和 52 年迄）では、更に、20 の廃校が予定されており、最終的には、合併前の旧村単位に小・中学校それぞれ 1 校までに進められようとしている。そこで、昭和 47 年に推進された岩泉町立釜津田中学校砂子分校の本校統合問題を前述した視点から考察していきたい。

3. 岩泉町釜津田地区の村落構造と学校

(1) 町の産業構造の現況と農家経済

岩泉町は耕地面積約 2,160 町歩（全体の 2.1%）にすぎず、全体の 96% は林野という典型的な山村である。岩泉町の産業構成を産業別生産額によってみると、農林業が大半を占め、他には、日本粘土鉱業 K.K 岩手鉱業所（小川地区）、肘葛鉱山（有芸地区）から耐火粘土・石炭それに鉱石を中心としたわずかな鉱業生産額がみられるにすぎない。したがって、岩泉町で最も重要な産業は農林業であるが、他地域と比較した場合、岩泉町の産業構造を特徴づけているのは農業というよりは林業及び畜産業である。それゆえ、広大な林野を基盤とした林業および畜産業の展開は後述することにし、まず、これらの両産業の展開基盤とりわけ農民層の主体的条件を明らかにするために、耕種農業を中心に産業構造の特質を概観しておきたい。

耕地化率は 1.8% ときわめて低く、しかも、水田は 456 町歩（水田化率 20.2%）と、耕地の主体は畑作である。このことは、主要な農作物作付面積の構成にも端的にあらわれている。つまり、他の地域ではもはや衰退作物となった大小豆、ひえ、あわ等の雑穀類が作付総面積の 60% にも達している。これらの雑穀は一般には稗・麦・大豆等の 2 年 3 毛作の經營形態で生産されるが商品化されることではなく、その多くは自家消費に投ぜられる性質のものである。他の畑作物をみても商品作物の普及は遅れ、果樹園も 33 町歩にすぎない。一方、水田の作付面積の増加は稲作の安定化を前提とする。稲作は小本川下流域にひろがる耕地条件に恵まれた小本地区を除いた他地区においては、戦後の耐寒性品種と折衷苗代を導入した篤志家による試作の段階を経て、一般的な普及をみるにいたったのは昭和 30 年以降である。当時の稲作付面

積はきわめて零細なものであったが、米の収穫はなが年にわたり麦・雑穀類を主食としてきた山村農民に稲作経営への志向性を強めないわけにはいかなかった。稲作への志向性は、その後、品種・施肥技術といった反収増大技術と開田技術とりわけ『岩大工法』とよばれる造田技術の進歩に基づけられ、昭和38年以降原野の開墾、畑から田への地目転換にむけられた。昭和45年の水田総面積は404町歩と、昭和30年以降の15年間におよそ300町歩の増反をみるにいたった。しかし、反収量は著しく低い。耕地条件に恵まれた小本地区を除いては、一般には寒冷山間地帯に開田したものが多いため冷害が絶えず、平均反収はなお328kgと県全体460kgをかなりしたまわっている。したがって、農家のうち米供出農家は少なく、そのほとんどは飯米自給すら困難な状況にあり多かれ少なかれ米を購入している実情である。程度の差こそあれ、「自給に満たぬ自給生産」という農家経済の基本的性格はここからもほぼ推測しうる。具体的には、経営耕地面積別農家数の構成(表4)は耕地化率が低いにもかかわらず、県全体の傾向と比較して経営面積の大きい農家の比率が高くなっている。しかし、農産物販運金額

表4 広狭別農家数農家人口及び耕地面積

家数	総農	専・兼業別		農家人口		耕地面積				
		専業	兼業	農業が主	農業従事者	計	田	畑	樹園地	
			農業が主							
計	2,217	243	1,162	812	人 13,670	6,492	畝 218,178	27,330	183,679	7,169
例外規定農家		8	1	—	7	44	9	6	—	6
1~5町	562	25	101	436	2,916	1,247	17,341	3,161	13,877	303
5町~1.0町	757	69	429	259	4,617	2,237	55,476	9,944	44,412	1,120
1.0~1.5町	502	68	372	62	3,550	1,746	59,677	8,039	49,692	1,946
1.5~2.0町	196	36	131	29	1,372	673	32,591	3,706	27,583	1,302
2.0~2.5町	87	20	58	9	557	279	18,607	1,453	15,376	1,778
2.5~3.0町	32	9	20	3	186	88	8,367	710	7,417	240
3.0町以上	73	15	51	7	428	213	26,113	317	25,316	480

「昭和41年2月 岩泉町勢要観」

表5 農産物販売金額別農家構成比 (単位戸)

	計	販売なし	5万円未満	5万円20万	20万50万	50万70万	70万100万	100万150万	150万200万	200万300万	300万500万	500万以上
岩手県全体	126,273	12.9	8.4	18.6	22.5	12.7	11.6	8.7	3.1	1.2	0.2	0.1
岩泉町	2,159	24.2	9.2	29.7	23.9	7.4	3.9	1.3	0.2	0.0	0.0	0.1
地区別												
岩泉	518	27.2	10.8	30.5	22.8	5.6	2.5	0.4	—	—	—	0.2
小川	533	19.7	10.9	25.0	22.5	11.1	7.9	2.4	0.4	—	—	0.2
大川	296	22.6	6.8	36.8	26.0	5.1	2.4	—	—	—	0.3	—
小本	432	24.5	6.3	29.4	21.3	10.6	4.4	2.8	0.5	0.2	—	—
安家	218	26.1	10.1	37.6	23.9	1.8	0.5	—	—	—	—	—
有芸	162	28.3	9.9	20.4	35.2	4.3	1.2	0.6	—	—	—	—

(1970年世界農林業センサス、岩手県統計書)

(表5)では、前者の傾向とは異なり販売金額50万以下層への集中となって現われており、この地域の山村農民の生活基盤の脆弱さを知ることができる。つまり、苛烈な自然的条件と貧弱な農家経済は耕種農業をして、なお、耐寒粗放作物を基調とした自給的農業の段階に止まらしめている。

山間の辺地で耕地条件に恵まれず、自給的耕種農業を営む農民は自からの生計費調達の途をたえず耕種農業以外に求めることを要請され続ける。それは古くから町の面積の95%を占める広大な林野の利用にその補充の途を見出してきたのであり、その林野用益の主流は畜産業であった。現在においても基本的には変わることない。

(2) 林野の所有と利用形態の展開

釜津田地区の山は古くから21,000町歩といわれ、官林15,000町歩、財産区有林、私有林各3,000町歩と概算されてきている。林野所有の特徴としては(1)全体のおよそ72%を占める国有林の存在(2)昭和31年の町村合併のさい編入された3,000町歩という広大な財産区有林の存在(うち2,000町歩は旧釜津田村の実質的な管理と利用にゆだねられている)で部落共有林の類はまったくないこと(3)私有林野の比率はわずか14%にすぎない。しかも、その大部分は村内3名の山林地主の所有で、他は5町歩以下の零細山林保有という山林所有の両極分解を指摘することができる(表6)。林野所有のこうした現状の大勢を形つくったのは明治初期の林野の官民有区分であった。

⁽¹⁸⁾ 藩政期の釜津田村の土地所有とその利用状況は里に近いところから屋敷畠・熟畠と続き私有

表6 私有林保有規模別戸数構成比

計	1,433戸	100.0%
0.1~0.3ha	8	0.6
0.3~0.5ha	50	3.5
0.5~1ha	91	6.4
1~3ha	219	15.3
3~5ha	280	19.5
5~10ha	283	19.7
10~20ha	250	17.5
20~30ha	101	7.0
30~50ha	86	6.0
50~100ha	51	3.6
100~200ha	5	0.3
200~500ha	5	0.3
500ha以上	4	0.3

(昭和44年7月 岩泉町林業課)

(18) 近世の釜津田村は南部藩の統治下にあり、林野利用も南部藩の林政のもとに行われていた。藩政時代の山林制度によると、山林と原野は原則として藩有とされ、林種の区別により、留山・明山・水ノ目留山

林地帯となる。その外圍にあたる村山は放牧地帯で牧野のうち集落に近い地域が採草地で、遠い地域が放牧地として利用されていた。そして、牧野地帯から北上山系の陵線までが藩林であったと言われる。

(19) 明治 6 年、岩手県における林野官民有区分事業が開始される。釜津田村においては、藩林はその歴史的継続として官林に編入され、さらに、放牧、薪山、採草地として農民に利用されてきた惣山（村有林）も同時に国有林に帰属せしめられた。現在、村の 7 割以上を包含する広大な国有林野の基礎がほぼこの時期に確立されたといえる。惣山の喪失は農民に大きな影響を与えた。その後、地元農民は藩政期の林野への入会慣行を主張しながら、惣山の民有地への変更をなが年にわたって県および青森大林区宮古小林区署にたいして請願し続ける。しかし、認められなかつた。全県にわたる国有林の民有林への引戻申請は跡をたつことなく行われたため、このような農民の動きに対応して明治 32 年以降国有土地森林原野下戻法、さらに、国有林野不要存置処分による払下を始める。釜津田地区民も「右国有林ハ当釜津田区ニ於テ毎年牛馬放牧地ニ借用セル民有地ニ接續セルモノニシテ当区放牧地ニ擴張上最モ必要ノ土地ニ有之候ニ付之ヲ当釜津田区有財産トシテ特賣相受将来区有放牧地ニ借用ノ目的ヲ以テ今般区民一同ノ協議ニ依リ決定致候ニ付願書提出スル所以ニ有之候」（明治 41 年 2 月 24 日）の事由で青森大林區署長山林事務官宛に数件の不要存置國有林野賣拂願を申請しているが。が、その多くは払下価

等の名称を付され禁伐林であった。藩は広大な御林（藩林）を管理するため、勘定奉行を置き、その下に、現地の林野を取締る山林奉行・山林方・植立御用懸・同吟味役・同奉行等の役員構成を確立し、山林行政を司り、その末端には山守という村内の御林を看守し、盜伐・火災等を未然に防ぐ看守人が任命されていた。

藩は、このような林野の統制機構のもとに、民管林として区分した入会燃料山でも制木（杉・檜・松・栗・櫟・桂等）はもちろん、雜木といえども木性のすぐれたいわゆる「身木」は伐採を禁止した。また、林相のすぐれた燃料山は留山に編入され、最も私山的性格の強い宅地（屋敷）木でも屋根より高く成木したものは藩に登録させ、勝手に伐採することを許さず、全山の成木に独占的支配を確立した。しかし、藩の支配する成木の育成は藩による直接經營ではなかった。その育成管理は地元懸り合い農民の労働に依存し、その代償として燃料・肥し草・秣等の農用林野の利用を認めていた。これは、藩権力の存立基礎たる封建貢租の収奪に欠くことのできない、自給農業段階での不可欠の生産要素である農用林野の維持として機能した。しかし、その後の林産物商品化の進展にともない藩財源として商品林木の支配は林野の農民的利用を制限しながら一層推し進められた。このような、領主的支配と農民的利用が不可分のまま相互依存の関係にある林野の所有と利用状況は明治初年の林野所有権の確立まで続くのである。なお、「南部落における林制の概要」については、日本人文科学会『北上川』（第 1 部第 1 章第 2 節「林業生産の発展」）中村吉治「村落構造の史的分析」（菅野俊作「林野の利用組織」「岩手県史 9」）参照

- (19) 岩手県における林野官民有区分は廢籍奉還に伴い一切の藩管林が官没されたことに始まる。すなわち、県は「旧盛岡藩統轄セシ山林ニ於テ官私ノ別ナシ、然レ共弘化年度調査セシ惣山調書上帳ト称スルモノアルヲ以テ其ニ留山・礼山・水ノ目山トアルハ官林ニ屬スヘキモノトシ、明治 7 年内務省出張官員ト反覆協議、各郡ノ内 60 ケ村ニ於テ 154 ケ所ヲ存置官林」と決定し、県内で最も優れた山林を大規模に官没した。これにたいし、私有林の確定は上の 154 ケ山以外は「未ダ官私ノ別判然トセズルヲ以テ……8 年 2 月私有山調査ノ事ヲ布達シ調査」する方針を決定し、「人民所有の確証」（公簿上に私有の記載または利用慣行の口述傍証）や旧藩吏からの聞取等を併用しながら進められた。しかしながら、このような方法に基いた官民有区有事業の実態は全国画一的な規準に則って事業担当の政府派遣官により農民の実情を無視した官僚的な形で処置されたものが多い。

つまり、幕末時の事実上の所有を確認するということではなくて、それはまさに強力をもって新たに所有権を創出するという性質のものであり、所有権の帰属をめぐって官側（国家権力）と農民との間に再審査要求をはじめとする数多くの問題が生じた。

格額や書類提出手続の遅延を理由に実現しなかった。昭和に入って、戦後、緊急開拓さらに牧野造成のため払下げを受けたが、旧来からの農民の入会地恢復の要求にこたえるものでなく、国有林の絶対的な支配体制は變るものではなかった。

一方、民有林は個々の持山の外に、田畠に附属した地添林と屋敷廻りの居久根に限られた。それは村の林野のほぼ2割を占める約6,000町歩と推測される。このうち3,300町歩は藩政期の惣山にかわるものとして、村の5名が連記共有していた林野を村に寄贈したものと言われている。これは、その後、村有林（のち釜津田区共有林）として牛放牧、製炭原木、薪の供給源など村民生活に最も重要な役割をはたしてきた。区共有林野は明治末期にはじまる部落有林野整理統一事業により大正14年8月の下記の条件にて土地立木共基本財産として大川村に無償寄附される。そして、昭和32年4月の町村合併のさい、1,000町歩が岩泉町有林として分割贈与され、残り2,300町歩が「釜津田地区財産区有山林」として財産区の所有に移っている。

村有林野寄附條件（下閉伊郡大川村）

区有財産処分に関する件

大川村大字釜津田区有別記土地を左の條件を以て土地立木共基本財産として大川村に無償寄附するものとす

記

- 一 放牧、採草地として必要なる面積を限定し從来の関係区民に限り旧来の慣行に依り使用収益せしむること

但し使用地にたいしては公課金を標準として定めたる使用料を納付すること

- 二 実測面積毫百五拾町歩に対し官行造林を行ひ村が本林地より収入する金額の貳割を造林保護料として釜津田区民に交付すること

- 三 寄附当時立生する樹木は從来関係区民の保護に関するを以て左記甲地乙地に立生せる樹木の全部並に丙地に立生する樹木を村が施業計画に基き伐採せる収入金の四割を保護料として釜津田区民に交付し参割を本区に關係ある学校道路等の公共事業費に該当すること

但し乙地の樹木にして大正貳拾四年拾貳月末日迄に伐採搬出せざる樹木ある場合は丙地の樹木の例により伐採収入金の四割を保護料として釜津田区民に交付し参割を釜津田区に關係ある学校道路等の公共事業費に充当すること

- 四 村が実測面積貳百町歩の薪炭林を区民便宜の箇所に造成し旧来の関係区民に自家用として特売すること

- 五 現在寄附林野内に於て開墾をし之を以て生計を営むものには之を特賣すること

但し壱反歩に付壱円以内とす

六 開墾適地に付ては貸付又は特売すること

但し釜津田区民に優先権を与へ其の希望なきときは他区民に及ぼすこと

七 釜津田区に現存する村社岡山神社の維持資産として適當なる山林実測面積拾町歩を寄附すること

八 村が自営造林を為したる場合は釜無田区民に於て之が保護の任に當ること但し保護料として立木収入金の貳割を釜津田区民に寄附すること

九 旧来の慣行により釜津田区民が無料採取し來りし橋梁用材・放牧地の見張小屋材料及其の燃料防畜柵材料樹実菌茸食用野菜は林野保護料として從来の関係区民に限り無料採取せしむること

十 本條件は釜津田区民三分の二以上の同意あるに非ざれば変更することを得ず

右大正拾四年八月四日 議決

全年八月拾壱日指令庶第八三五号許可

大川村長 工 藤 理 助団

これにたいし、私有林はおよそ3,000町歩である。区民のほとんどは山林保有者であるが、その林野所有構成は一方の極におけるごく少數の山林地主と他方の極における龐大な無所有または零細所有農家の存在からなるため、林業經營を独自に行い、うる基盤を有しているのはごくわずかである。このため、区民の大部分を占める無所有または零細山林所有農家にとって密接な関連をもったのは広大な国有林と惣山にかかる3,000町歩の区有林であった。つまり、薪山、

表7 岩手県郡市別農家戸数及び耕地に対する牛馬飼養頭数 (大正2年)

	耕地面積	農家戸数	牛(飼)	馬(飼)	牛馬計	耕地1町 当たり牛馬	農家1戸 当たり牛馬
計	町 139,771.8	戸 93,657	頭 20,912	頭 82,407	頭 103,319	頭 0.7	頭 1.1
盛岡市	245.4	452	27	553	680	2.7	1.5
岩手郡	16,832.6	8,200	635	13,443	14,078	0.8	1.7
紫波郡	10,709.2	5,608	153	5,401	5,554	0.4	0.9
稗貫郡	11,861.8	6,467	202	5,368	5,570	0.4	0.8
和賀郡	12,685.3	7,881	396	6,052	6,448	0.5	0.8
胆沢郡	11,987.1	7,603	81	3,656	5,695	0.4	0.7
江刺郡	7,803.4	6,226	300	5,614	3,956	0.5	0.6
西磐井郡	7,827.9	6,021	116	3,754	3,870	0.4	0.6
東磐井郡	11,707.5	10,373	794	7,383	8,177	0.6	0.7
気仙郡	5,807.1	7,221	498	5,498	5,996	1.0	0.8
上閉伊郡	8,929.8	5,616	1,330	7,252	8,482	0.9	1.5
下閉伊郡	11,238.9	7,988	8,550	3,859	12,409	1.1	1.5
九戸郡	12,297.9	8,125	5,611	8,410	14,021	1.1	1.7
二戸郡	9,737.8	5,875	2,219	6,164	8,383	0.8	1.4

岩手県「産馬誌」によって作成

表8 国有林伐採

國 有 林 伐 採								
		用 材		薪 炭 材			其 他	
	価額計	材積	価額	材積	材積	価額	価額	価額
計	円 1,278,036	石 416,822	円 750,555	石 176,763	石 800,222	東 42,036	円 404,172	円 123,309
岩 手	426,166	129,805	245,408	30,513	59,562	585	66,685	114,073
紫 波	25,980	7,378	9,064	4,468	—	13,662	11,230	5,687
稗 貫	73,515	23,496	34,344	—	134,731	—	37,733	1,438
和 賀	98,205	43,970	65,401	4,070	117,654	2,928	32,510	114
胆 沢	26,238	5,693	6,255	—	30,747	—	19,983	—
江 刺	5,169	1,149	3,855	—	6,774	—	1,314	—
西 磐 井	22,871	7,553	3,745	—	18,951	—	19,126	—
東 磐 井	27,339	10,768	24,919	—	7,179	—	2,420	—
氣 仙	15,082	2,489	13,759	—	15,252	—	1,323	—
上 閉 伊	78,001	19,259	29,680	137,712	3,524	—	46,404	1,917
下 閉 伊	182,399	59,988	112,682	—	181,679	—	69,637	80
九 戸	221,167	96,204	181,396	—	107,313	24,861	39,770	—
二 戸	76,084	9,070	20,047	—	116,856	—	56,037	—

家畜飼料、綠肥原料、それに放牧（表7）、製炭（表8）の原木供給源として自からの生活の再生産を可能にしてきた重要な生産手段の一つとしてである。

(3) 釜津田振興会（旧区会）とムラ

釜津田地区の集落は小本川の支流に沿って点々とほぼ一列につらなり、その距離は30kmに及ぶものである。集落はいずれも戸数の少ない小集落である。このため、共有林野の利用と管理、さらには、冠婚葬祭、道普請等の生産・生活上の諸機能は釜津田区民の寄合いで協議され、その実質的な担当基体として幾つかの小集落を合して作られた組が存在していた。こうした生産・生活上の諸機能に関する地区住民の管理・運営機構は、すでに、近世において形成されていたと思われ、明治に入ってもほぼ同じような形でうけつがれる。

明治33年に行政機構の整備が行われたさい釜津田区会という名称が付され、以後、村政の下部機構にくみいれられていく。その結果、区会の内部機構は二重構造をとり、複雑な形態を示すようになる。しかし、村政の末端機構としての機能は、主に、教育、衛生、勧業、土木等の役場関係事項の伝達と調査を仕事とする程度で、区会での協議事項のほとんどは旧来からの地区住民の生産・生活上の諸機能に関するものであった。

区会（カンセイ）は例年12月28日又は29日区の各家の戸主が参加して開催される。協議事項は前もって区の役職者層によって協議され、区会へ提出し区民の討議に付される形をとっている。その主な協議事項は共有山、官地拝借、放牧さらに公共事業（道普請など）への人夫供出割当に関するものであり、ほとんど修正を経ることなく例年の区会において地区住民の承

ならびに林野産物

		木				炭	
計		白 炭		黒 炭		其ノ他	
数量	価額	数量	価額	数量	価額	数量	価額
貫 33,768,880	円 7,225,785	貫 4,214,975	円 1,149,341	貫 29,094,054	円 6,001,738	貫 459,851	円 74,706
2,501,940	701,743	2,037,550	578,428	426,890	116,085	37,500	7,230
263,810	82,248	128,880	47,012	134,880	35,226	50	10
718,950	179,889	272,000	81,460	446,950	98,429	—	—
1,079,890	254,809	181,280	44,580	844,515	199,577	54,095	10,652
998,086	204,085	100,440	20,288	891,046	182,506	6,600	1,291
590,660	176,034	442,586	136,956	143,218	38,349	4,856	729
1,142,000	327,730	—	—	1,134,000	325,080	8,000	2,650
664,419	169,672	146,687	40,446	515,032	128,736	2,700	490
2,208,191	485,640	19,200	4,239	2,183,291	480,611	5,700	790
2,314,518	548,229	220,430	64,325	2,069,128	480,809	24,960	3,095
11,882,723	2,123,543	121,022	19,552	11,505,021	2,066,469	256,680	37,522
7,168,483	1,428,165	7,200	1,440	7,115,233	1,417,869	46,050	8,856
2,235,210	543,998	537,700	110,615	1,684,850	431,992	12,660	1,391

(大正 12 年 岩手県統計書)

認を得ている。区会における協議内容の一例として大正五年をとりあげると次のとくである。

協議綴

大正五年式月八日

- 一 大正五年度区長待番權務一ヶ年ノ級料金七拾円ト定ム
- 二 諸官員ノ宿礼ハ堺人泊リ金拾錢ノ割合ニ補助スルコト定ム
- 三 区長所結メノ約員ニハ一日金貳拾錢ノ日級ヲ支拂フコト定ム
- 四 村要ニテ大川行ハ日當金四拾錢一泊金五拾五錢ヲ支拂フコト定ム
- 五 他村行ノ日當旅費ハ例年ノ通り右一ヨリ五迄テハ初彦全區惣會ニテ決議ス（△引用者）
- 六 武月□□青年會桐植林ノ為メ蒲志内共有山ノ内サイク畠無料ニテ貸渡スコト定ム
- 七 釜津田共有地放牧使用ニ關シテハ在来使用シタルケ所ヲ放牧地トシテ各部落ニ接續地ノ刈場以外ノ私有地ハ其ノ部落ニ意識ナク無料テ貸付各部落ニ於テハ共有地及ビ貸付ケヲ得タル私有地エハ他町村ノ牛馬ヲ決シテ乱牧セザルコト右放牧地ニ於テハ若シ他町村ノ牛馬ヲ乱牧スル場合ハ其ノ部落ノ責任ヲ以テ其ノ山ヨリ率出シ相当ノ手續ヲ經テ所罰スルコト又他ノ部落ト云ヘモ共有放牧地ニ於テ他町村ノ逸走牛馬ヲ発見シタル時ハ其ノ部落ニ必ズ報告シ共ニ尽カシ率出スコト私有地無料拝借地エハ相当ノ手入ヲナシ使用スルコト又共有地放牧地エハ区内ノ牛馬各部落ニ出入等之有

- モ決シテ異議ハ其ノ部落ニ申出サズコト
- 八 各放牧組合ニテハ若シ逸走牛馬ヲ取押ヘ山下ケセシ時ハ区長ノ指図ヲ得テ其ノ筋ヘ届出ツベキコト（圖略）
- 九 各放牧地ニ必要ナル木柵ハ關係組合ニテスルコト
- 十 放牧地改正整理法ノ因守トシテ放牧牛馬出入口ト番兵小屋ノ前ニ干粒ヲ建ルコト
- 十一 釜津田共有地南宿リ放牧地ハ大正四年ヨリ向フ拾五ヶ年間即チ大正拾八年迄テ三上平造三上武右工門佐々木久志ニ壱ヶ年金五拾円ノ料金ヲ以テ貸付料金ハ貳圓ニ畜牛山入ノ場合金貳拾五円残金貳拾五円ハ十二月貳拾八日受取其ノ他有志希望者ハ右参名ノ方針ニ基キ加名スルコト本柵ハ右参名其ノ他ノ希望者ハ加名ノ上共同本柵ヲ經續実行スルコト
但シ大正五年貳月八日更正貸附スルモノトス
右ハ大正五年貳月八日区惣會ノ協議ヲ以テ決議ス

協議事項は、主に、役職者の選出・手当・出張旅費それに共有山の利用に関するものである。他には、道普請・寺などがある。ここでは、釜津田区民の生活基盤として大きな意味をもっていた共有山に関するものを若干補足し協議録をとおして当時の共有山の利用形態を明らかにしておきたい。

「製炭・薪などの原木供給」

- 六 共有山ニ於テ木炭業ニ從事スルモノハ区長ニ申出区長ノ引渡ヲ受ケタル後ニアラサレバ從事スルコトヲ得ズ材料代金ハ壱表ニ付金參錢ツヅ即納トス但シ材料ハ雜立木ニ限ル
- 七 共有山ニ薪必要ナルモノハ区長ニ申出テ区長ノ引渡シヲ受ケタル後丈ハ參尺貳寸六尺三寸間トシテ材料代金トシテ金拾錢ツヅ即納トシ但シ雜立木ニ限ル
- 八 共有山ニテ（框）木必要ナルモノハ区長ヨリ立木ノ引渡ヲ受ケ栗粂ハ壱駄ニ對シ金拾錢檜木ハ金五錢トシ代金ハ直ニ納入スルコト
- 九 共有山立木ノ内左記ノ立木入用ナル者ハ其時相場ニテ協議ノ上賣渡シ事ニ決定ス
松、栗、クルミ、カツラ、ケヤキ、セノキ、ヤス、ドロ、ホーノキ、シユリ、イモギ、エンヂュ拾貳種トス
- 十 共有山桑根拂拂個所ハ左記ノ通り変更シ但シ九ヶ所トス
種倉沢、釜沢、八重沢、大板屋、宇井ノ内、蒲志内（其内青年會ニ地上權貸付タル分除ク但シサイクハダ山）、小岩井、関ノ沢、栗宿
- 十六 共有山鑑視人ハ左ニ決定ス
種倉組 佐々木 基之助

沢口組 三上 弥之助
 八重沢組 三上 彦兵太
 中居村組 西間 傳之助
 唐地組 佐々木 善太郎
 潤ノ上組 佐藤 六太
 権現組 前川 仁太

十九 野火入届ハ区内ノ用ニ非ラザルコト見留メ区惣會ニ報告致シタル結果区惣會ノ申請ニ仍リ例年ノ通リ区長ニ於テ野火入届ヲ為スコト相定ム
 然ル場合急用ノ場合ハ（リンヂ）雇ヲ依頼スルモ区民ヘ異議ヲ申出テ間敷コト相定ム

（大正六年協議録より抜粋）

とりわけ区共有林野の管理と利用が区会の重要な仕事であった。区共有林野 3,300 町歩は前述したように明治初年の林野官民有区分のさい藩政時代に利用してきた惣山が官没されたため、
 (20) その代りに、村の篤志家 5 名の連記所有であった私山が寄贈されたものである。その後は、村山として地区住民の林野利用に供するわけであるが、その利用権は当時の在住戸すなわち旧戸とそのコマゴ（分家）で分家 1 年以上地元に居住し、しかも一定の義務（道普請、区共有山刈り払い等）をはたしたものに限られた。その数は明治・大正期にはほぼ 74 戸であった。区共有
 (21) 林野の利用は放牧、採草さらに立木伐木等については料金を徴収し、それを区の共有金として

(20) 頌彰碑（村社・岡山神社）

三上權右衛門（種倉）、佐藤孫十郎（外院）
 佐々木六太郎（中居村）、佐々木字之松（中居村）
 三浦喜右衛門（中居村）

頌徳

釜津田の今日在は先達 5 名に負うところ多し、即ち、道を設け林産の利便を与え畜産を盛んにして、経済を盛んにし、教育に力を注ぎ電気を導入して、光明をもたらす。時々山林の經營に意を用い共有林 3,000 町歩を設け、釜津田を始め大川岩泉繁栄の基を築かる、茲に謹んでその徳を頌す。

昭和 32 年 10 月 28 日

(21) 大正初期の岩手県郡別牛馬飼養頭数（表 7 参照）によると牛飼養頭数が馬の飼養頭数を上まわっているのは下閉伊郡のみである。当時の岩手県全体での牛飼養頭数は 20,912 で下閉伊郡はその半数に近い 8,550 頭であることからも、全県的に馬産の優位のなかで牛飼育の中心地であったといえる。

釜津田地区における牛飼育の歴史はかなり古く、古老によると、既に、明治初期に洋種牛がこの地に購入されていたといわれる。牛の飼育方法は春の雪解け春草の発芽を待って放牧し、ほとんど秋（10 月 20 日頃）まで野放して、冬期間は舎飼いである。放牧地は共有林野に設けられた 5 つの牧場で自然放牧の形をとっていたが、牛マブリ（カワリマブリ）と称される牛番を雇うこともみられた。昭和に入ってからは常雇になった。牧場は種倉、館、沢口、中居村、唐地、大板屋放牧地（現在は種倉と館・沢口を合併し笹平とし四牧区）に分割され、ほとんどの各部落単位に利用権（株）をもっていた。放牧地面積は 1,200 町歩で 1 牧区平均 300 町歩、その飼育能力は 60 頭と概算されていた。種牛は各牧ごとに 1 株いくらの供出金をもとに共同購入された。

牛の飼育形態として、かなり一般的に行なわれたものに「タテ分ケ制度」（牛小作）がある。それはオヤカタ（ダンナサマ）の親牛を飼育し、仔牛が生まれた時に、その売渡額をオヤカタと折半する形態である。そのさい、農民がオヤカタの屋敷、宅地、耕地を小作し、地代に現金（または現物）を支払うかわりにオヤカタの牛を飼うことが多かったといわれている。

牛の販路としては、最盛期の大正期には、例年 10 月 20 日前後にセリ市が釜津田で 2 日間にわたって開かれ仔牛 400 頭近く売りに出された。さらに、早坂峠・岩洞湖経由で毎月 20 日に開催される盛岡市場（肉牛）へも出された。岩洞湖まで牛を運び、その先は盛岡の牛方に渡す。なお、明治期には、

区長、小走の経費、道普請への人夫供出金そして住民への貸付金等に用いていた。つまり、区共有林野は釜津田区民の共有財産として生産活動に大きな比重をもつと同時に、一方では、区会（ムラ）を維持し存続させていくうえでの財政源として、そして、「区」の住民を一つの生活圏に結合させる機能として大きな役割をはたしてきたと言える。この機能は大正14年の部落有財産整理統一事業により大川村へ条件付き統一された以降も変わることはない。

釜津田区の戸数は昭和10年代になると急激に増加し最も多いときで140戸にたった。⁽²²⁾それは前述した木炭生産の興隆によるものである。木炭生産は昭和7~8年頃から本格化し17・8年頃には最盛期に達し、出荷量は年間40~50万俵を数えた。こうした製炭の展開は一つには雑穀を中心とした農業または畜産と組み合さることで、農家にある程度の経済的自立の可能性をもたらし山間の辺地の村にも分家の条件を作り出した。さらに、広大な林野の存在により容易に現金収入獲得の途を提供したため、焼子として木炭生産に専従する人々の他地区からの移住をもたらした。なかでも、後者が著しかった。昭和初期の権取、滝ノ上、砂子、種倉部落の戸数増大はいずれも焼子の移住によるものである。

ところで、こうした戸数の増大は釜津田地区民のなかに区共有林野への権利者（旧戸）と非権利者（焼子を主体とした新戸）の形成という新たな問題を惹起せしめるにいたった。しかし、釜津田区会の運営は従来どおり区共有林野利用の権利を有する旧戸を中心として展開されたため、非権利者は村の行政連絡機構の末端を構成する1員として位置づけられているにすぎなかつた。区会のこうした構造は戦時体制下における部落体制の確定そして国策の浸透、各種地方行政の最末端組織として強化されていく過程で、つまり、昭和23年に部落常会が設立されたのを契機に、行政連絡機構としての「部落会」と区有共林野利用の権利者によって構成される「釜津田振興会」（旧区会）とに機能的に分化した形で併存するようになる。これにともない、旧戸と新戸との対立関係は形式的にも一層明確化されるにいたつたといえる。

大川村有釜津田区共有林野は昭和32年岩泉町他隣接の1町6ヶ村の町村合併にともない岩泉町財産区へ移管された。このさい、1,000町歩は岩泉町に分割譲渡、残り2,300町歩は前述した大正14年に大川村へ統一したさいの条件を確認する形で「岩泉町釜津田財産区」の管理

山形県最上地方まで2ヶ月位要して牛を運んだといわれている。当時、釜津田には専門の牛方が3人おり、1人で10頭近くひきつれて遠方まで運んだ。

- (22) 製炭のはじまりは大正期になるが、本格化したのは昭和に入ってからである。つまり、大川、釜津田間の道路状況が良くなり、車による搬出が可能になってのことである。製炭の原木は、主に、国有林払下げに依存しており、昭和15・6年に払下をうけるべく「国有林生産協同組合」の結成をみている。この他に、共有林と私山が原木供給源として利用されていた。

製炭業の本格的な展開とともに釜津田地区の戸数が増大し最盛期には140戸に達した。その多くは焼子として他地区より移住してきた人々である。焼子は岩泉町内の製炭業者や地元のオヤカタから原木の貸与を受け「歩焼き」の形態をとっていた。しかし、業者やオヤカタからの生活物資の前借りを焼質で相殺しえず負債をもちつづけ、経済的な従属関係のもとで製炭業に従事していた。昭和17・8年頃には年間40~50万俵を生産し、牛産を完全においぬき県内でも屈指の製炭地であった。しかし、昭和30年頃より次第に衰退し、42年以降はほとんど焼かれていない。

におかれることになった。したがって、利用権は従来通り釜津田区の権利者に限られ、さらに、財産区立木を伐採売却した時には、代金の3割は岩泉町基本財産積立、3割が釜津田区公共事業そして残り4割が釜津田地区の権利者へそれぞれ分割配当されることが確定された。釜津田財産区林野の利用ならびに分割配当金の管理とその運用については「釜津田振興会」がこれにあたっている。財産区立木売却は数度おこなわれたが、個人分配は2度にわたり総額およそ8万円で、そのたいはんは「公共施設を整備し住民の生活基盤の確保と充実をはかり地区の振興を推進」しようという「釜津田振興会」の目的にそい区の公共事業に充当されている。主なものとして、電化事業、ラジオ購入費補助、公民館、道路、テレビ有線アンテナそして学校備品等への投資を指摘することができる。

しかしながら、振興会の公共性重視の活動は区共有林野利用をめぐる権利者（旧戸）と非権利者（新戸）の対立関係が解消の方向をたどりつつあることを意味しない。それは、まず、(1) 基本的な点であるが、区共有林野利用の差別の存在 (2) 共有林野から得られる財源の権利者による管理・運用 (3) ラジオ購入費、テレビ有線アンテナ等の施設利用上の振興会員と非会員の差別等から明らかである。つまり、振興会は依然として公共事業の施設充実により会員の生活そして自から生活の再生産の場であるムラの発展を推し進め、さらに、物的基盤の整備とともに村社の氏神祭典（9月23日）や振興会主催の運動会を開催し会員の親睦を深め、お互いの結束を維持・強化していく機能をはたしつづけている。こうした振興会の活動は釜津田地区とくに種倉、砂子部落に居住している非権利者との間に利害関係をつくりだし、これに起因する潜在的な対立関係をもたらさずにはおかないと。それが顕在化した1つとして後節で詳述する学校をめぐる問題がある。

(4) 釜津田振興会と学校

現在、釜津田地区には小学校2（分校1）中学校2（分校1）がある。本校は明治10年6月に釜津田学校として創設されている。その後、教育制度が数度にわたり改正され、明治25年4月には小学校令ノ改正ニ伴イ大川村立釜津田尋常小学校と名称を改め義務教育学校としての形を次第に整えていく。明治33には修業年限がこれまでの3年から4年に延長されたため、児童数が増加し「複式編成ノ教授及訓練ニ支障ヲ來タスコト尠ナカラズ早晚他ニ敷地ヲ求メ改築ノ必要ヲ迫リツトアリ」といわれるほどの状況にあった。⁽²³⁾ 大正年間には、釜津田農業補習学校（13年）青年訓練所釜津田分所（15年）がそれぞれ釜津田尋常小学校に併設されるなどの地区における教育の中心であった。昭和に入り前述したように木炭生産の本格的な展開にともない、戸数は急速に増大していくが、その多くは小本川支流の大川に沿って奥地に散在したため、本校まで片道20kmという遠距離通学もあり、児童・生徒の通学上かなりの不便をきた

(23) 岩泉町立釜津田小中学校「学校経営要覧」昭和47年度

していた。このため、地区住民から分校設置の要望が村や学校に出されてくる。権取（昭2年）権限（昭11年）種倉（昭19年）そして滝ノ上（昭28年）と次々に開設されたのはこのような事情によるものである。

滝ノ上分教場設置方請願書

大川村釜津田小学校学区滝ノ上部落は元戸数七、寄留者戸数（傍点引用者）一八で
あって二五世帯を有し殆んどが山林関係労務によって生活を営んでいるのであります
が、従来、本校釜津田小学に通学する児童・生徒の多くはその距離に於て最遠
一〇km 最近六km の地域にあり、長期欠席するもやむを得ざる状態におかれ教育的
何等の恩恵にも浴し得ない現況であります

広大な国有林を有し木材薪炭の移出等によって地方産業の振興に大いなる役割を持つ地区として子弟教育機関を設置することによって、将来性を愈々発揚するに至ることを考えますと、同時に、重労働に始終する者として子弟の多くが空しく長期欠席のまゝ過すを思ふとき誠に憤慨の情にたえない次第であります

世は六三制完全実施の折に獨り当部落の子弟のみ無智無学に置き捨てにされるを思へば教育施設として分教場設置請願することは時機にかないたるものと存ぜられ講和調印記念事業としても亦意義あるものと信ずるところであります

何卒この点御詮議下さいまして滝ノ上分教場設置方御協賛願いたく連署を以て請願致します

附記

滝ノ上部落民相計りまして校舎教員住宅一棟建築寄附計画であります村費予算計
上御援助賜りたく

昭和二六年九月三〇日

滝ノ上部落 佐藤甚藏 外二四名

前記の通り連署請願を致した次第であるが教育の機会均等といふ祖国再建の途上からして以上の実情に応じて方策樹立の一日も早からんことを要望します

附記

部落児童状況 一年生二名 二年生一名 以上三名通学中

長期欠席者 一二名（年令一一才一名 一二才三名 一四才五名 一五才二
名 一六才一名）

入学予定者見込調 二六年度二名 二七年度二名 二八年度四名 二九年度四名
三〇年度三名 三一年度七名等の計画を持つものなるが将来増加の見込み

釜津田小学校長 佐々木俊郎

大川村長 畠山 利七郎殿

大川村議長 北畠 森五郎殿

当時、学校設置に要する財政負担は村にある。しかし、村負担は教師の給与のみで、実際に敷地、建築資材、建築経費さらに人足の提供など地元負担の形で開設が進められ、また、開設後の維持費も地元の負担によるところが大きかった。このような多大な地元住民の負担は遠距離通学とくに冬期間の通学困難という悪条件による長欠児童の増大のなかで、学校設置にたいしていかに地元住民が強い期待をもっていたかを物語るものである。

他方、釜津田振興会と学校設置との関連に注視しなければならない。昭和28年瀧ノ上分校設置にあたり地元の「瀧ノ上分校設置促進委員」が釜津田振興会に提出した懇請書にその一端を知ることができる。

懇 請 書

当地部落民の要望しつづけ参った処の瀧の上分校教場設置の問題は過般の村議会に於て議決され目下諸事手続中でありまして瀧の上部落としては、その実現を渴望しているのであります茲に懇請致します所以のものは、區有林統一條件による公共事業資金中より瀧の上分校建築費として應分の交付を相受けたき儀に就ては左記連名を以て懇請致す次第であります。何卒微意御諒察の上御審議賜りたく願上げます。

(傍点は引用者)

昭和二七年三月

瀧の上分校設置促進委員

釜津田區振興会殿

釜津田振興会は分校設置委員会からの懇請にたいして財政援助を行っているが、それ以前の権取、権現、種倉分校設置のさいには区共有資金がなく、しかも、立木が伐期にたっていなかったとの理由から援助をしていない。昭和41年4月釜津田小種倉分校と旧大川村大川小外山分校とが対等合併し釜津田小砂子分校が新設され、同時に、釜津田中砂子分校が併設された。そのさい、学校用地獲得をめぐって所有者の青森営林署へ学区住民（種倉、砂子、大川地区外山三部落）が地代30万円を支払うことができずに難行したが、釜津田振興会は財政援助を一切せず、結局、地元有志の個人負担により落着している。学校設置をめぐる釜津田振興会と学

(24) 三上良造氏は釜津田区で一番の山持で、その所有面積は500町歩（実測1,000町歩）といわれている。この他に、砂子部落に数戸の借家を所有している。戦前には、牛を300頭（うち自己飼育20頭で、他はすべて牛小作）近く所有し、釜津田（ムラ）の「ダンナサマ」の一人であった。

砂子分校建設用地はいろいろ考慮されたが、砂子部落にある青森営林署野木場に接する水田2,000坪を候補地とした。この土地は三上氏所有のものであったが、種倉、外山両部落のほど中間にあたることからも適地として三上氏との交渉に入った。岩泉町は用地買収の意向をほとんど示さず、むしろ建

区住民との関係には、地区内で現実に機能している振興会の非会員（新戸）にたいする差別の論理が学校の場面にも貫かれていることをうかがわせる。釜津田地区の学校は区共有林野の権利問題に起因する住民間の対立関係を具現化する1つの象徴である。設置後の学校維持、運営への学区民の物質的負担ないし参加は彼らの社会統一を現実的なものとしていくことになる。

4. 釜津田中砂子分校統合と住民の反対運動

(1) 砂子分校統合とその性格

岩泉町の学校統合は昭和40年に小川地区の国見小見内側分校の本校への統合にはじまり、現在まで12の分校（うち小学校8なお統合新設2校を含む、中学校4）が本校へ吸収統合され廃校となっている。そのうち5校（小学校3中学校2）は釜津田小・中学校的分校で、岩泉町の学校統合は釜津田地区を中心に進められてきたといえる。

学校統合は、勿論、岩泉町の教育政策の一環として「教育基本計画」に基づいて行われてきたことはいうまでもないが、学校統合を必然的なものとする現実的な状況が醸成されていたことにも注目しなければならない。つまり、最近の急激な人口流出とともに児童・生徒数の減少である。樋取分校（本校迄片道20.6km）滝ノ上分校（6km）はいずれも前述したように、昭和期に入って木炭生産の本格的な興隆による焼子、さらに、国有林関係の林業労働者等の増加により開校されたものである。昭和35.6年頃から木炭生産が停滞し、次第に、衰退していく過程で旧戸と1部の林業労働者として地元に定住し続ける人々を除いて、多くは自からの生計維持の途を求めて村を離れることになる。岩泉町のなかでも釜津田地区とくに奥地に点在している部落ほど人口減少が急激に進み、それにともない、児童・生徒も減少し分校の運営・維持が困難な状況に直面していた。樋取分校が廃校した昭和45年3月の在籍者数は小学校5名、中学校2名にすぎなかった。

これにたいして、昭和47年4月実施を目標に推進された釜津田中砂子分校の本校への統合計画は前述した事例とは異なった性格をもつものであった。それは、児童・生徒数の減少を余りみていらない分校にもかかわらず、岩泉町教育委員会が「教育基本計画」に基づき行政指導を前面に出して統合を実施しようとした点にある。釜津田中砂子分校は昭和40年4月釜津田小種倉分校と大川小外山分校とを統合し砂子分校が新設されたさい新たに開校併設されたものである。両分校の統合問題は町村合併以前からの長年にわたる課題であった。統合の必要性につい

築費負担をたてに種倉、砂子、外山3部落住民で確保するよう働きかけた。しかし、3部落住民は地代30万円の支払能力をもたないことから難行し、結局、三上氏の寄附にまつぽかなかつた。このため、今度の砂子分校の本校統合をめぐり、本校PTA会長でもある三上氏の動向が注目された。三上氏は自分の借家人に本校統合に賛成するよう圧力を加えたとも伝えられているが、直接的な「反対運動」阻止の行動はみられなかつた。この点に今日のムラの政治構造と戦前の「ダンナサマ」との関係の一面を見ることができる。

ては（1）両分校が複々式学級をもつ小規模校である（2）本校との距離は外山分校が8.2km（片道）種倉分校6kmという遠距離で、事実上、通学困難で長欠児童が多い、（3）校舎が狭小・危険化している等を主な理由として、両学区住民から統合の陳情書が町議会、教育委員会に提出されている。この統合について種倉部落の一部には（1）校舎新設とともに寄附行為（2）校庭施設確保をめぐり反対意見もみられたが、大川小校長（現町教育長）の積極的な推進もあって、校舎、校庭の拡充それに体育館の新設を条件にして統合問題も解決し対等合併している。

釜津田小・中砂子分校の通学区は種倉（14戸）砂子（20戸）大川地区外山（15戸）の3部落である。種倉は木炭生産の最盛期には1時50戸近い戸数を数えたが、現在は14戸までに減少している。これにたいし、砂子は戦前には2戸にすぎなかったが、戦後、入植者により急激に増大した対照的な部落である。釜津田振興会員は種倉の10名で、両部落の多くは非会員である。一方、外山部落は大川地区の中心地より谷に沿って7~8km奥地に入った集落で明治期以降ほとんど戸数の変動をみていない。外山部落は釜津田地区とは山をはさんで隣り合せのため、以前には、木炭搬出や稀に通婚が山越えによって行われていたにすぎなかったが、昭和26年営林署によって国有林伐木搬出のため隧道が完成されたのを契機に日常的に社会交渉をもつようになった。中学生がそれまでの大川中学から釜津田中学へ通学するようになったのもこの直後である。3部落住民の生活基盤は、種倉、外山で小規模ながら畜産とタバコ栽培が行われているが、そのかなりの部分はいずれも広汎に存在している国有林をはじめとする山林労働に依存している。実質的には、山林労働者の部落であり、労働力需要の存在は砂子学区内の人口動態を釜津田地区のなかでも緩慢なものとしている。したがって、砂子分校は小規模ながら昭和47年現在の生徒数は87名（小学校55、中学校32）と、ここ数年来たいした変動もなく運営・維持されてきている。この間、学区住民は議会にたいして両分校が統合するさいの条件であった（1）講堂の新築（2）普通教室1室及特別教室1室増築（3）独立校（本校）昇格等の早期実現の請願運動を続けてきた。このような学区住民の要求と相反する中学校の本校への統合問題が昭和46年も終りに近い11月に町教育委員会より知らされる。町教育委員会の統合政策にたいしては、当然のことながら、学区住民による反対運動が展開された。

（2）「反対期成同盟」の結成と運動の展開

釜津田中学校砂子分校の本校統合は、昭和46年9月の臨時町議会で教育長が共産党議員の質問にこたえて「釜津田中学校砂子・滝ノ上分校の本校統合を計画通り昭和47年度から実施するように具体的にすゝめる」と答えたことによって明らかにされた。10月に入って「議会教育民生常任委員会」の町会議員が砂子分校を訪問し実情視察を行っている。分校教師が地教委の指導のもとに町教育委員会が統合計画をすでに具体的に進めていることを知ったのは11月に入ってから本校の中教審学習会に出席した時点である。

まず、教師は砂子分校の本校統合について町・教育委員会・議会の実情を地元選出の町会議員に尋ね教育委員会の統合実施の意向を確認する。以後、教師は学区の種倉、砂子、外山各部落単位に地区集会を開催し、わが国の学校統合政策について文部省通達の内容にしたがいながら住民と学習会を始める。その席上、共産党議員が「町の一方的な学校統合に反対し、地域父母の意見をきいてきめるべきである」旨の文書を配布している。一方、砂子分校教師のあいだでも「統合とは何か」をめぐり「地域研究会」(実質的な活動は1回限り)の結成や数度の話し合いが行われた。しかし、意見の一致をみず、結局、中学校教師(4名)が全員反対、小学校教師(4名)は賛成と全く相対立する形で分裂するにいたった。このため、「PTA」を基盤にした反対運動は事実上不可能となり、学区住民から構成される「砂子分校統合反対期成同盟」(代表PTA会長)が反対運動の基体として結成された。「期成同盟」結成大会は11月6日夕刻学区住民全員が出席して分校で開催され、そのさい共産党町議員それに町立安家中学との統合に反対してきた太平中教師らも来校し統合問題について報告を行っている。かくして、11月12日本校で行われる町教育委員会、学校、住民による「砂子分校統合に関する懇談会」を前にして砂子学区住民の反対運動の体制はすでに整っていた。このように短期間に反対運動の体制が確立されたのは、学区住民の本校統合にたいする反対が強く働いたことは当然のことであるが、そこには、学区住民と学習会を通して今日の教育政策のなかでの学校統合のもつ意味を明確にさせ、住民を組織していった教師さらに共産党町議員の役割を強調しなければならない。とりわけ、教師は以後の反対運動の展開においても、終始、住民の結束や指導者の教育等に重要な役割をはたし続けるのである。

「反対期成同盟」の具体的な活動は11月12日本校で「砂子分校の統合についての懇談会」が開催され、町教育長より統合実施の意向が学区住民にたいし公式に表明されて本格化する。

統合反対運動の展開過程

昭和四六年十一月 一 日 地教委の学校統合に関する説明会開催を知る

釜津田地区選出町会議員宅訪問 学校統合についての町議会の意向を打診

三 日 種倉部落地区集会

四 日 外山部落地区集会

五 日 砂子部落地区集会

六 日 「砂子分校統合反対期成同盟」結成

通学区(種倉、砂子、外山部落)全戸出席(運動費二〇〇円
徴収)

- 共产党町議員、安家大平中教師來校
- 九日 砂子小・中学校 PTA 会長、副会長、行政連絡員宛に町教育委員会より「砂子分校（中学校）の統合について」の懇談会開催（十一月十二日本校にて）の連絡
- 十一日 「反対期成同盟役員会」開催
- 十二日 開催の懇談会における対応を協議
- 十二日 「砂子分校統合について」懇談会開催
出席者 教育長 次長
本校（PTA 会長、副会長、教頭二、郵便局長）
滝ノ上分校（PTA 副会長二）
砂子分校（PTA 会長、副会長二、行政連絡員二）
町教育長統合の意向表明
砂子分校 PTA 会長は学校にもちかえり住民と話し合う必要ありと意思表明せず
- 十五日、十六日、十七日陳情書印刷と署名活動
- 二〇日 「反対期成同盟役員会」開催
- 二一日 「反対期成同盟大会」（第二回）懇談会の説明
- 二五日 「統合反対」陳情書を町長・教育長宛提出
- 二六日 警察介入（私服）
- 二七日 「反対期成同盟役員会」第三回反対期成同盟大会準備
- 二九日 「反対期成同盟大会」（第三回）
(一) 陳情報告
(二) 会計報告 運動費徴収（一〇〇円）
(三) 十二月二日開催の「全体説明会」における役割分担
(四) 大川地区選出町會議員訪問
(五) 警察介入
- 十二月 一日 部落単位に地区集会開催（砂子分校を会場に予定していたが使用禁止される）「全体説明会」での役割分担再確認
- 二日 「全体説明会」（町教育長と砂子学区民）分校開催 席上町教育長はこのような「住民の反対では町議会に統合問題の議案提出をおこなわれない」と表明
- 四日 「反対期成同盟」（第四回大会）「全体説明会」の反省と今後の運動方針を検討

二四日 請願書、陳情書を再度町長と町教育長宛に提出

昭和四七年一月四日 総括

主な活動は4度にわたる「反対期成同盟」大会を通して町長、教育長への「統合反対」陳情書提出と地区住民にたいする署名活動であった。

釜津田中学校砂子分校の釜津田中学校本校統合に反対する陳情書

昭和四六年十一月二五日

陳情者 砂子分校統合反対期成同盟

代表 松浦三造

岩泉町教育委員会教育長

佐々木裕次郎殿

陳 情 書

釜津田中学校砂子分校の釜津田中学校本校統合について当局は具体的に進めているようであるが、私達地域住民は統合に対し強く反対せざるをえない。なぜならこれから記すとおり、統合が地域住民、地域の子どもたちのためになるとはどうしても思えないからである。当局は私達地域の実情を詳しく調べて、私達住民の意見をきき、その意志によって統合の是非を決めるように強く要求するものである。学校統合の問題は地域住民の意志にもとづいて行なわなければならないものである。また、統合しないで現在の砂子分校のままでも当局の力によって解決される問題があるし、それが正しい方法であると信じる。

- イ 私達は以上の理由、また具体的には次にのべる理由によって統合に対しては絶対反対であるし、もし統合をこのまま進めるならば最後まで闘うことを決意せざるをえない。
- ト 統合によって地域住民、生徒が今よりもよくなるとは考えられない。かえってひどくなる。
- 通学問題ひとつとっても子どもたちの勉強はおろかなだれ・悪路・雪道・こおった道・遠距離などを考えても通学そのものが不可能である。
- また現在の外山・釜津田・砂子・種倉の道路の状態では事故が心配である。
- 通学によって生徒が疲れ、まともに勉強ができるとは思えない。
- 通学時間（行く時、帰る時）が全地区の生徒に都合のよい時間にすることは不可能である。朝早すぎたり、夕方遅すぎたり一定しないことが予想される。そうなれば生徒が十分勉強できなくなる。
- バスの故障、事故などによってバスが止まることは絶対生じる。特になだれ、こおった

坂道などの状態を考えれば、そのことは明らかである。生徒は学校へ行くことさえできなくなる。

- 以上のことからも、統合すれば、子どもたちの勉強がよくなるどころかかえってだめになる。まして、教室にたくさんの子どもたちが入ることになれば、子どもたちはくるしく、ひとりひとり教えてもらうことができなくなる。
 - 複式学級をなくすることは大事な問題であるが、この問題は統合するしないに関係なく、当局がやらねばならない問題である。
 - 統合すれば何かと家庭での経済負担が多くなる。
 - 自転車通学（放課後の勉強その他をやるときは結果的にそうせざるを得なくなる）ひとつとっても今より金のかかることはたしかである。
 - 統合すればいろいろ統合後に問題が起きても統合をやめてもとにもどすことはできない。そうすれば、問題が起きても地域住民、生徒は泣きねいりになってしまう。
 - 通学補助も永久に補助をつづけてくれることは考えられない。文部省の基準にも補助は5年間と限られている。当局は永久に補助すると言っても私たちはだまされない。
 - △ 統合そのものによって地域がさびれていく。
 - 学校は地域のあらゆる面での中心である。結果的には過疎現象をすすめることになる。
- 以上統合から生ずる具体的な問題の一例をあげたが、私達は統合に絶対反対の態度をとらざるを得ない。私たちの子どもは現在いろいろな困難な条件にもかかわらず、一生懸命勉強・運動に成果をげている。地域住民のことを本気になって考えない統合をすぐやめ、強く善処をお願いするものである。
- もし地域住民のことを当局が本気になって考えるのであれば、統合しないでも改善できることがあるし、そうすることがあたりまえである。

- ① 独立校にすると（これは砂子分校ができるときの約束である）
- ② 講堂（僻地集会所）を建設すること（これも約束であったが実行されていない）
- ③ 電話をつけること
- ④ 複式をなくすこと

これらの問題を統合と関係なく、今すぐ実現するようあわせて強く要求するものである。

この間、私服警察官の介入、反対期成同盟大会への学校使用禁止などの圧力もみられた。しかし、学区住民の統合反対運動は町議会の革新勢力さらに町革新団体の支援を得て全町レベルの問題にまで発展した。その結果、12月2日砂子分校で開催された全体説明会で、町教育長は「議会に統合問題は出さない」と表明し12月24日の町議会への議案提出も見送られ、砂子分校の本校統合は事実上取り止め延期されるに至った。「分校統合反対期成同盟」はほぼ初期の目的を遂げたが、統合反対に結集した学区住民は、たんに、統合反対運動にとどまらず、統

合をめぐって対立した統合賛成派教師が全員転任したこともあるて、昭和47年4月以降は小・中学校教師を含めた「PTA」を基盤に分校設置以来の課題であった講堂新築、電話設置の早期実現へと運動をさらに展開していく。

5. むすび

本校統合にたいする砂子学区住民の具体的な対応姿勢は「統合反対期成同盟」の活動を中心にしてきた。統合反対運動はそもそも統合による教育条件の悪化に端をはつしたものであるが、その展開過程は釜津田地区の社会構造や岩泉町の政治構造をうきぼりにしていった。つまり、統合反対運動はそれらの社会構造や政治構造と深い関連をもつつ展開し、また基本的に性格づけられたのである。以下、統合反対運動を規定した構造的な要因を2,3指摘して結びにかえることにしたい。

第1に「釜津田振興会」と砂子学区 釜津田振興会は昭和31年の町村合併により設置された「岩泉町釜津田財産区」から得られる配当金の管理・運営団体であるが、前身の「区会」時代にはたしていた区共有林野の利用と管理を媒介とした釜津田地区の統治機関としての機能を現在もなおもちつづけている。その機能とは、区共有林野が「財産区」へ編入された以後も実質的な管理、利用権は「釜津田振興会」に掌握されていることにより、区共有林野の利用権を基軸としたムラの生活、生産場面での差別という矛盾を内包したものである。釜津田振興会（旧戸）の非会員にたいする差別の論理は日常生活場面でも振興会主催の運動会からの排除、種倉衆・外山衆よばわりという彼らへの蔑視さらには砂子分校設立以前、種倉、砂子、外山部落の中学生が本校へ通学していたさいの余所者扱いなどの行動に体現化されており、住民の対立関係をより一層根深いものにさせてきたことは確かである。今回の本校統合をめぐる砂子学区民の反対運動は、勿論、基本的には、統合の推進主体である町議会、町教育委員会にむけられたものであるが、同時に、自分たちへの差別の象徴でもある振興会（ムラ）の学校つまり本校に対するものでもあった。本校統合問題は砂子学区民に振興会への従来からの潜在的な対立関係を顕在化させ、一方では、釜津田振興会主催の運動会に対抗し砂子学区民と分校教師を含めた砂子学区運動会の開催さらに砂子部落の現行政区からの分離・独立ないしは種倉部落との合併希望にみられるように、学区民の連帯感の維持・強化をはからせたといえる。

第2は、統合反対運動の指導者とその社会的性格 その1は砂子分校教師の反対運動にはたした役割である。砂子分校小・中学教師は、本校統合が具体化してきた過程で、賛成派と反対派とに分裂したことは見てきたとおりである。統合に反対した中学教師は分校就任後6年・3年と比較的長い在校年数の持ち主である。ともに就任以来、学区民とは子供の教育に限らず生活全般にわたる相談相手として密接なつながりをもち、また、積極的に地域の教育・社会問題に

(25) とりくんできた。たとえば、町への就学援助費申請を住民に働きかけ、現在、砂子分校児童・生徒 81 名のうち 78 名が援助費を受給され経済基盤の脆弱な父母の教育費負担の軽減をはかっている。こうした教師の日常活動が統合問題をめぐって住民と地区集会を開き「反対期成同盟」を結成し運動を展開したのである。その 2 は「統合反対期成同盟」代表者である PTA 会長の役割があげられる。砂子分校の PTA 役職は会長 1 名副会長 2 名で例年 3 部落から輪番で選出されている。本校統合が具体化した 46 年当時の会長は昭和 32 年町内小川地区から転入した戦後移住者の 1 人である。現在は、浅内与志木林業の下請け作業に従事するかたわら、製紙会社、森林開発公団、県が事業主体となって釜津田区内で行う山林事業への人夫紹介を請負っている。種倉、砂子部落の各戸はいずれも前述したとおり経済的基盤が弱く、現金収入の多くは国有林をはじめとする伐採、造林、下草刈などへの山仕事に依存している。その一部は彼の斡旋を経て就業している。このことは、彼と地区住民との間に山林労働の斡旋を媒介にした一種の親分子分関係の如き、身分関係を新たに形成させる要因として作用することを意味する。そして、彼の弁舌と手腕は戦後の入植者であるにもかかわらず部落の指導的な地位につき、これまでにも PTA 会長（2 期）木炭協会理事等の役職を歴任してきている。

学校統合にたいして会長個人は本校で開催された第 1 回統合説明会の席上「おかみのやることだからしかたがない」と肯定的態度を示し、町教育委員会より PTA 会長として学区住民を賛成の方向でまとめるよう要請されている。その後、分校教師との話し合い、さらには、教師を混えた「地区集会」を開く過程で学区住民のほとんどが反対を表明することにより、代表である彼自身も「統合反対」へ態度をかためていく。と同時に、彼の弁舌・指導力が学区住民を「反対」に結束させ、終始、先頭にたって反対運動を展開していく。

第 3 には、岩泉町の革新勢力と統合反対運動 反対運動は「学区」レベルで完結することなく、町の革新勢力が運動を支援することにより町段階で「教育政策」の本質をめぐる問題へと発展していくことになる。岩手県教職員組合は学校統合に基本的には反対を表明しているが、運動としては具体化しえずようやく昭和 47 年度県大会スローガンの一つに統合反対を明確に

- (25) 主として、保護者に定職のない児童・生徒が支給の対象とされている。その選考は部落民生委員がリストを作成し、学校が行っている。山林労働に依存し経済基盤の脆弱な釜津田地区においては、支給対象児童・生徒数は釜津田小学校 47 名（総数 139 名）中学校 50 名（総数 79 名）、一方、砂子分校では小・中学校総数 81 名のうち 78 名とほとんどである。援助額（町費、国家補助費半々）は地方平衡交付金の関係で 1 年を前期・後期とに 2 分して支給されている。その額は月額平均に換算すると小学校 1,000 円、中学校 1,100 円で、学校給食、修学旅行、学用品などへ充当されている。
- (26) 釜津田地区における山仕事は事業主体を基準にすると、(1) 会社（十條製紙が主体）(2) 森林開発公団 (3) 県 (4) 管林署（国有林）の 4 つに分類することができる。このうち、最大の就業機会を提供する国有林の山林労働は地区内の部落を数個合して結成されている「国有林生産協同組合」単位に割り付を行っている。これは「国有林生産協同組合」が国有林から立木払下げを優先的に受ける反対給付として植林、下草刈り事業への率先した労務供給の関係にある。種倉・砂子は奥地の国有林から最も遠い部落のため「組合」の結成をみていない。

したがって、会社・森林開発公団、県が行う事業への依存をそれだけ他部落より強めている。事業への就業はすべて釜津田区内にいる 3 人の人夫請負人を通して行われている。その 1 人が「統合反対運動」を展開した当時の砂子分校 PTA 会長である。

した段階で取り組みかたが遅れている。このため、砂子分校 PTA 会長他 5 名が盛岡市の本部を訪ね反対運動の支援・協力を依頼したがうけいれられなかった。したがて、岩教組下閉伊郡下北支部も反対運動へ積極的な支援を示せえなかつた。

こうした岩教組の実情から「統合反対期成同盟」は町の革新勢力の支援と参加を得て統合反対運動を展開していった。一つは、共産党町会議員の運動への参加が行われたことである。現在、岩泉町会議員 30 名のうち共産党議員は 1 名にすぎないが、普段から町内での日常活動に活発にとりくんでいる。大川・釜津田地区においても、外山部落の農家にたいする生活保護申請手続への積極的な働きかけ、さらに、国鉄岩泉線の延長にともなう国鉄バス大川線（岩泉駅—釜津田間 1 日 1 往復）の廃止反対とその撤回運動の成功を通して住民の支持を得ている。こうした活動にたいする学区住民の評価が統合反対と民主的な方法による解決を主張する共産党議員へ反対運動への支援を要請したといえる。

(27) もう一つの「地区労」は岩泉町の革新勢力の中核である。現在、地区労のメンバーはおよそ 2,000 人と言われ、その主な構成員は岩教組、高教組、国労、全林野、全通、全電通県労組、農協労組等を中心とした 13 組合である。今までの国会議員、県知事・県議選でも革新の固定票は 3,000 票で、岩手県内の市部を除いた町村では他地区に較べ革新勢力が強いといわれている。

(28) 地区労は革新議員の参加をえ、町民にたいして統合問題とその実情を文書配布し、教育委員会段階で統合計画を取り止めさせ議会への議案書提出阻止を目標に全町で反対運動を推進した。

(29) さらに、昭和 47 年 5 月岩泉町長選挙が行われたさい、地区労を母体に「明るい岩泉町を作る

(27) 「明るい岩泉町をつくる会」の中核的な役割を果した。地区労は 13 組合から構成され、4・5 年前から「労農提携の推進」という路線を打ち出し、積極的に地域課題に取組んできた。たとえば、国鉄バス路線の廃止、林野庁のヘリコプターによる山林の下刈りのための薬剤散布、出稼ぎ農民の賃金不払い等の諸問題へ積極的な反対と解決を進めてきている。こうした日常活動の積重ねにより、地区労は地域住民とのつながりをもつ素地を築きつつある。このことは、「岩泉町でも過疎化が激しい。住民がいなくなれば、労働者もその職場を失う。労働者が地域の課題に取組むということは、自分たちの生活を守ることでもある」という地区労の主旨から積極的に推し進められようとしている。

(28) 岩泉町会議員選挙は昭和 47 年 4 月に行われた。その結果議員 30 名のうち社会党 4 共産党 1 で残りは無所属。前回に較べ社会党は 2 議席増となっている。岩泉町は現在でもなお小選挙区制を採用している。議員定数は合併時、旧村単位の有権者数に比例して決められたが、その後、若干の修正をみている。現在の定数は岩泉 9、小川 7、大川 5、小本 4、安家 3、有芸 2 である。岩泉町は、昭和 31 年の 1 町 5 ヶ村の合併により香川県の半分に近い本邦一の広大な町となった。このため、地域住民の意志を町議会に反映させるという観点から旧村単位に議員を選出する小選挙区制がとられ、今日にいたっている。この選挙制度は、結果的に、旧来からのムラのボス（ダンナサマ）の権力を温存させることになった。しかしながら、最近は、岩泉・小川地区を中心に革新議員の拾頭をみている。今回の選出された社会党 4、共産党 1 の議員の属性を記すと次の如くである。社会党 A（岩泉・農業・当 2）B（岩泉・電気公社・当 2）C（小川・牛乳販売業・当 3）D（小川・日本粘土岩手鉱業所・当 2）共産党（岩泉・団体役員・当 3）で、いずれも、岩泉地区の場合、地区労加盟の組合、小川地区においても日本粘土岩手鉱業所を基盤にした組織票に主に依存しているといえる。小選挙区制は地域住民の眞の意志の反映、さらには、最近の人口流出による有権者数の変動から、その存廻をめぐって革新町長のもとで論議されている。

(29) 岩泉町長選挙は、これまで 5 期 19 年間にわたって町長の座にあった保守系無所属の工藤市助氏（81 歳）が任期満了前に死亡したため、昭和 47 年 5 月に行われた。立候補者は工藤健山、山下軍治、畠山元宏の 3 人である。このうち、工藤氏は岩泉地区で建築業を営み、自民党推薦、一方、山下氏（3 度目）は小川地区出身の町議で小川農協組合長をつとめ、社会党・共産党・地区労を中心とする「明るい岩泉町をつくる会」推薦でそれぞれ立候補した。選挙戦は両陣営とも国会議員・県会議員まで繰出し激烈をきわめた。

(30) 会」が結成された。その政策スローガンの1つに「明るい未来を約束できる教育行政」を掲げ、学校統合については「住民の納得する方向で民主的にすすめ通学バスを保障する」という具体的な方針を明示し、町・教育委員会の統合政策=教育政策を批判した。選挙は「明るい岩泉町を作る会」推薦の山下軍治氏が前町長派を接戦のすえ破り「革新」町長が誕生した。その結果、町「教育基本計画」に策定された学校統合問題は政策としてあらたに論議されるにいたっている。

学校統合政策にたいする地域住民の反対運動は全国各地にみられる。こうした状況のもとで、文部省は昭和48年10月2日に「…統合後の学校の運営上の問題や、児童・生徒への教育効果に及ぼす影響などの問題点をも慎重に比較考慮して…」「…なお、小規模校として存置し充実する方が好ましい場合もあることに留意すること」との通達をだし、これまで推進してきた学校

投票率は83.6%で前回の81.0%を上まわり、開票の結果は山下軍治氏が5,663で工藤5,222畠山72をおさえ革新町長が誕生した。

(30) 「明るい岩泉町をつくる会」は昭和47年5月に行われた町長選挙のさい革新候補山下軍治(現町長)の推進母体として結成された。「会」は「自由党に直結してきた町政にかわって大多数の町民の切実な要求にこたえる清潔で民主的な町政をうちたてるための運動」を目的とした「社・共両党および地区労や広範な労働組合、民主団体、個人を結集した共同闘争」の組織であることをうたっている。町長選挙にあたり「会」は要求として(1)住民に直結する民主町政の確立(2)人間尊重の福祉行政(3)明るい未来を約束できる教育行政(4)生活権を保障する町政(5)豊かな生活をつくる産業行政(6)美しい緑と水を守る公害のない岩泉を掲げ、その実現を「すべての民主勢力の大同団結により」はからうとしている。このうち「(3)明るい未来を約束できる教育行政」の具体的な内容は左の如くである。

- ① 青年に夢と希望を与える方途を講ずる
 - ア 青年のいこいの場所、学習の場所として公民館を設置する
 - イ 健全な娯楽施設の設置をすすめる

- ② 民主的学校教育の推進と教育の機会均等

- ア 学校統合は、住民の納得する方向で民主的にすすめ、通学バスを保障する
- イ 遠距離通学者に通学補助を支給する
- ウ 学校給食を完全実施する
 - ・ 給食従業員の身分安定と待遇改善
 - ・ 牛乳・給食材料の地元供給の実施
- エ 分校単位までへき地集会所、屋内体育施設の建設と電話を設置する
- オ 老朽校舎の早期新築と校庭の拡張
- カ 就学援助費の不合理を是正し拡大をはかる
- キ 育英制度を整備拡大する
- ク 臨時教員制度をなくし、安定した教育を
- ケ 教員住宅の完全確保をする

- ③ 町民一般のスポーツ向上をはかる

- ア 町民グランド、町民プールの建設
- イ 学校体育館、プールなど公共施設の開放

- ④ 史蹟、自然景観など文化財の保存、郷土芸能の継承、史料館の建設

(31) 文部省が昭和48年10月2日、各都道府県教育委員会あてに通達した内容は以下のとくである。

1. 学校規模を重視する余り、無理な統合を行い、地域住民等との間に紛争を生じたり、通学上著しい困難を招いたりすることは避けなければならない。また、小規模学校には教職員と児童・生徒との人間的ふれあいや個別指導の面で教育上の利点も考えられるので、総合的に判断した場合、なお、小規模学校として存置し充実する方が好ましい場合もあることに留意すること。
2. ①通学距離および通学時間の児童・生徒の心身に与える影響、児童・生徒の安全、学校の教育活動への影響等を十分に検討し、無理のないよう配慮すること②学校の持つ地域的意義等も考えて、十分に地域住民の理解と協力を得て行うよう努めること③統合後の学校の規模が相当大きくなる場合や、現に適正規模である学校についてさらに統合を計画するような場合は、統合後の学校の運営上の問題や、児童・生徒への教育効果に及ぼす影響などの問題点をも慎重に比較考慮して決定すること。

統合政策の方向転換を示さざるをえなかつた。

なお、本報告は東北大学教育学部助手萩原敏朗・泉幽香、同大学院教育学研究科佐々木篤信・黒柳晴夫・渡辺安男・村中知子と昭和45年以来おこなつてきている共同研究「北上山系岩泉町の社会構造と教育」に関する調査研究のひとつである。